

健保・厚生年金保険料の給与からの控除のご案内

保険料の決定

●標準報酬月額

健保・厚生年金保険料は、従業員の給与から計算されます。計算は2段階あり、①入社当初の給与額が属する標準報酬月額(等級)を探す。②標準報酬月額(等級)に保険料率を掛けた額を保険料とする。という流れです。

標準報酬月額(等級)は、一度決定すると、標準報酬月額変更届の対象にならない限り変わりません。ただし、年に1回、算定基礎届にて更改します。

●標準報酬月額変更届

3ヶ月間の給与が、現在の標準報酬月額(等級)から二段階以上相違する標準報酬月額(等級)に属した時に翌月より保険料を変えるために届け出るのが、標準報酬月額変更届です。

●標準報酬月額算定基礎届

標準報酬月額(等級)を年に1回更改するのが、標準報酬月額算定基礎届です。これは、4月・5月・6月に支払われた従業員の給与から1ヶ月の給与を計算し、それを標準報酬月額(等級)とする手続です。

この手続後の標準報酬月額算定基礎届通知書に記載された標準報酬月額(等級)はその年の9月から1年間有効になります。



保険料の徴収期間

●保険料の徴収期間

健保・厚生年金保険料は月を単位として徴収されます。徴収される期間は、被保険者としての「資格を取得した日の属する月」から「資格を喪失した日の属する月の前月」までの期間となります。例えば、入社日が4月1日であっても4月30日であっても、「資格を取得した日の属する月」は4月になりますので、4月分として1ヶ月分の保険料が徴収されることとなります。「資格を喪失した日の属する月の前月」は、取得の場合と比べ少し複雑になります。被保険者資格を喪失した日とは会社を退職した日の翌日をいいます。10月30日に会社を退職した場合には、資格喪失日は10月31日となりますので、資格喪失日である10月31日の属する月(10月)の前月(9月)までの保険料が徴収されることとなります。

退職日が10月31日の場合はどうなるでしょう。資格喪失日は翌日の11月1日となりますので、資格喪失日の属する月(11月)の前月(10月)までの保険料が徴収されることとなります。つまり、同月の退職であっても月末に退職した場合には、保険料の徴収期間が1ヶ月分延びることとなります。

ただし、同じ月に資格取得日と喪失日があるような場合(入社してすぐに退職したようなケース)には、その月は被保険者期間となり1ヶ月分の保険料が徴収されることとなります。

給与からの控除

●給与からの控除

各月分の保険料は、健康保険法・厚生年金保険法では、社員負担分の保険料については、毎月の給与から前月分の保険料を控除することができることになっています。つまり、10月の給与で控除する保険料額は、9月の保険料になるということです。

これが、「翌月徴収の原則」です。

例外として、同月に資格取得日と資格喪失日がある場合のその月の保険料は、その月の給与から控除することができます。また、退職日が月の末日の場合には、退職月の給与から前月分と当月分の2ヶ月分の保険料を控除することができます。

●締日と支払日

前述した場合以外にも、給与の締日と支払日により、給与からの控除時期も変わってきます。例えば、15日締めで、当月の25日支払の場合、10月25日支払の給与(9月16日～10月15日の労務)で控除する保険料は、**9月の保険料**になります。しかし、15日締めで、翌月10日支払の場合、11月10日支払の給与(9月16日～10月15日の労務)で控除する保険料は、**10月分**となります。

つまり、「翌月徴収の原則」により、対象月の保険料は翌月に徴収することには変わりませんが、
(9月の保険料→10月25日徴収, 10月の保険料→11月10日徴収)

締日と支払日によって、労務期間と保険料の対象月が変わってくる場合があります。

～m e m o～

従業員入社するとき、

| | | |
|------|---|---|
| 入社した | → | その月の支払日からは保険料を徴収しない。 翌月の支払日から保険料を徴収する。 |
|------|---|---|

従業員退職するとき、

| | | |
|--------------|---|--|
| 1日～月末の前日に辞めた | → | 当月の支払日から保険料を徴収する。 翌月の支払日からは保険料を徴収しない。 |
| 月末に辞めた | → | 当月の支払日から保険料を徴収する。 翌月の支払日からも保険料を徴収する。 |